

(設 置)

第1条 今後の石狩市におけるエネルギー消費を抑制し、もって地球温暖化防止の方向性を示す石狩市地域省エネルギービジョン(以下「省エネルギービジョン」という。)を策定するため、石狩市地域省エネルギービジョン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所 掌 事 項)

第2条 策定委員会は、省エネルギービジョンの策定に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 省エネルギー施策に関すること
- (2) 省エネルギー事業に関すること
- (3) 省エネルギービジョン案の作成に関すること

(組 織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に在住する者又は市内に通勤通学する者のうちから、市長が行う公募に応じた者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 産業経済団体の代表者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 石狩市職員

(委 員 長 及 び 副 委 員 長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨 時 委 員)

第5条 策定委員会には、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、委員長が任命する。

(委 員 の 任 期)

第6条 委員の任期は、第2条に定める事項についての調査審議が終了するまでとする。

(会 議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として、これを公開する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、策定委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成14年6月25日から施行する。

石狩市地域省エネルギービジョン策定委員会名簿

委員会	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
委 員	嵐 隆 夫	北海道電力株式会社 札幌北営業所 課長
"	沖 野 和 子	石狩消費者協会 理事
"	落 藤 澄	北海道大学名誉教授
"	菊 地 紀 雄	石狩商工会議所 常議員
"	栗 谷 省 悟	石狩市農業協同組合 参事
"	佐 藤 孝	北海道工業大学教授
"	佐 藤 豊 治	石狩市連合町内会連絡協議会 会長
"	田 中 裕紀子	市民公募委員
"	角 川 幸 治	石狩青年会議所 理事
"	長 尾 達	北海道ガス株式会社 企画部 次長
"	林 博 己	石狩湾新港企業団地 連絡協議会
"	吉 田 保 雄	石狩市生活環境部長
オブザーバー	山 下 進	北海道経済産業局 環境資源部 エネルギー対策課長
"	古 関 邦 夫	北海道 経済部資源エネルギー課長
"	大江喜 章	財団法人 省エネルギーセンター北海道支部 事務局長
"	玄 蛇 正 剛	新エネルギー・産業技術総合開発機構 北海道支部 開発業務部長
事務局	有 田 英 之	石狩市生活環境部環境課
"	武 藤 信 彦	"
"	寺 尾 陽 助	"
"	前 野 華 子	"

〔 順不同 敬称略 〕